

岐阜県食品安全・安心推進連絡会議設置要綱

（設置）

第 1 条 全庁的かつ横断的な体制により、食品等の安全性の確保と安心感の向上を推進することを目的に岐阜県食品安全基本条例第 19 条に基づき、岐阜県食品安全・安心推進連絡会議（以下「推進連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （１）食品の安全確保に関する施策の企画及び立案
- （２）前各号に掲げる施策の進行管理及び点検評価
- （３）前各号に掲げるもののほか推進本部の目的を達成するために必要な事項

（組織等）

第 3 条 推進連絡会議は、別表の者で構成する。

- 2 連絡会議には議長を置き、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 連絡会議の庶務は、岐阜県健康福祉部生活衛生課において行う。

（会議の開催等）

第 4 条 連絡会議は、議長が招集する。

- 2 推進連絡会議において必要があると認めるときは、議長は、関係者に対し、出席又は資料提出を求めることができる。

（その他）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

議 長 健康福祉部長

構成員 広報課長

総合企画部総合政策課長

危機管理部危機管理政策課長

危機管理部防災課長

環境エネルギー生活部廃棄物対策課長

環境エネルギー生活部環境管理課長

環境エネルギー生活部県民生活課長

健康福祉部健康福祉政策課長

健康福祉部保健医療課長

健康福祉部感染症対策推進課長

健康福祉部生活衛生課長

健康福祉部薬務水道課長

商工労働部産業イノベーション推進課長

商工労働部県産品流通支援課長

農政部農政課長

農政部農産物流通課長

農政部農産園芸課長

農政部畜産振興課長

農政部家畜防疫対策課長

農政部農村振興課長

農政部里川・水産振興課長

林政部県産材流通課長

教育委員会事務局体育健康課長